

議題 1 令和3年度 大阪市国民健康保険事業にかかる諮問について

【諮問事項】

1 内容

出産育児一時金の支給額について、現行の40万4千円を40万8千円に改定する。併せて、産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産の場合の加算額について、現行の1万6千円を1万2千円に改定する。

2 理由

産科医療補償制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられること、及び国の「社会保障審議会医療保険部会」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等が一部改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を改定する。

3 実施予定時期

令和4年1月1日以降の出産から

産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止策を講ずる。

○ 産科医療補償制度の掛金改定（▲4千円）と支給総額 42 万円を維持するため、下表のとおり改定する。

	改 定 前	改 定 後	改 定 内 容
出 産 育 児 一 時 金	404,000円	408,000円	引き上げ（+4千円）
産科医療補償制度の対象 である出産の場合の加算	16,000円	12,000円	引き下げ（▲4千円）
出産育児一時金支給総額	420,000円	420,000円	維 持

- 大阪府が定める運営方針：健康保険法施行令等と同額（府内統一基準）

※ なお、支給総額について、国の「社会保障審議会医療保険部会」（令和2年12月23日）において、出産に係る経済的負担をさらに軽減するため、費用実態を踏まえた支給額の検討を行うこととされている。